

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

合同会社 ビューティフルライフ

感染症等の予防及びまん延の防止のための指針

# 1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的考え方

## (1) 目的

本指針の目的は、デイサービスビューティフルライフにおける感染症の予防及びまん延の防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。これには、職員、利用者の健康と安全の確保が含まれる。特に高齢者や基礎疾患を持つ利用者が多い介護現場において、感染症は深刻な影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防措置の実施と迅速な対応が必要である。

本指針は、これらのリスクを最小限に抑え、安全な介護環境を提供するための基盤を築くことを目指す。

## (2) 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が人の体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。介護保険サービスを利用する高齢者や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、認知機能の低下により感染対策への協力が難しい場合もある。

介護施設や事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、施設全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は介護現場において必須の事項である。

# 2 感染防止対策委員会その他事業所内の組織について

感染症の予防と早期発見に加え、感染症が発生した場合はそのまん延を確実に防止するため「感染防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## (1) 委員長の役割

委員長は事業所のが務め、委員会の運営と指導を担う。

## (2) 感染症対策委員会のメンバー

介護職員、看護師

## (3) 開催頻度

委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。

## (4) 感染症対策委員会の実施内容

- ① 感染症対策マニュアルの作成、見直し
- ② 感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
- ③ 感染発生時は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案、実行し、職員への周知徹底を図る。
- ④ 感染症対策委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。

# 2 感染症等防止対策

## (1) 平常時の対応

### ①事業所内の衛生管理

日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

### ②職員の標準的な感染対策

職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を推奨する。

### ③介護職員の感染症対策

以下の事項について徹底する。

- 1) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- 2) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- 3) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- 4) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

### ④利用者の健康管理

- 1) 利用者の既往歴について把握する。
- 2) 利用者の日常を観察し、体調の把握に努める。
- 3) 利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。
- 4) 利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する。
- 5) 利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

### ⑤利用者の健康管理

- 1) 感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- 2) 職員の体調把握に努める。
- 3) 体調不良時の申請について、申請しやすい環境を整える。
- 4) 職員へ感染対策の方法を教育、指導する。
- 5) 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
- 6) 業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する。

### ⑥感染症予防と対策

- 1) 職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。  
また、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- 2) 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
- 3) 十分な必要物品を確保し、管理する。

## 3 感染症等発生時の対応について

感染症が発生した場合には、まん延、拡大予防のため速やかに対応を取ります。

#### ①発生状況の把握

- 1) 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、速やかに生活相談員に報告したうえで情報を共有する。生活相談員は従業員に必要なに応じて必要な指示を行うこと。
- 2) 事業所全体の感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

#### ②感染拡大の防止

- 1) 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたときに利用者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
- 2) 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。
- 3) 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する。
- 4) 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- 5) ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する。

### 4 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応する。

### 5 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

(附則)

令和6年4月1日 制定